

中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、生産性の向上に資する設備投資や人材育成等の取組を行うとともに従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業事業者を支援し、持続的な賃上げ環境整備を図ることを目的として、予算の範囲内で中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金（経過措置分）（以下「県補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業事業者 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱第2条に該当する事業者をいう。
- (2) 宣言事業者 県補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 長野県「社員の子育て応援宣言」登録制度実施要領第5条の規定による登録を受け、第10条の規定による取消しを受けておらず、又は第11条の規定による抹消をされていないこと
 - イ パートナースhip構築宣言公表要領の規定に基づく宣言を行い、「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/>）」に宣言内容が掲載されていること
- (3) 認定事業者 宣言事業者のうち、申請日において、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第4第1項の規定による認証を受け、その認証の期間内にあり、第12の規定による辞退を行っておらず、又は、第13の規定による取消しを受けていないこと
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定を受け、第11条による取消しを受けていないこと
 - ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定を受け、第15条による取消しを受けていないこと
 - エ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定を受け、第17条の規定による取消しを受けていないこと
- (4) 賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）第2条第3号に定める賃金とし、「時間当たりの賃金」の算定は、最賃法第4条第3項、第4項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を適用する。
- (5) 事業場内最低賃金 事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいう。この場合において、最賃法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者については、対象から除くことができる。
- (6) 特例事業者 中小企業事業者のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう。
 - ア 賃金要件 申請に係る事業場内最低賃金の引上げ前の金額が1,000円未満であったこと
 - イ 物価高騰等要件 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、最近3月のうち任意の1月における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント低下している事業者をいう。
なお、事業開始から1年に満たない場合で、前年同期と比較することができない場合は、事業開始日以降で適切と認められる期間の値と比較する。

(県補助金の対象となる事業者)

第3条 県補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 長野県内に事業場がある中小企業事業者であること
 - (2) 別表1第1欄に該当する事業場における雇入れ後6月を経過した労働者の事業場内最低賃金を、令和7年8月7日から令和7年10月2日までの期間に別表1第2欄の引上げ額を満たすよう引き上げた場合に、就業規則その他これに準ずるものにより当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限とすることを定めた場合であって、令和8年2月28日までに、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等（以下「生産性向上等に資する設備投資等」という。）を行い、別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）を支出した場合
- 2 県補助金は、中小企業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。
- (1) 前項第2号の事業場内最低賃金の引上げを行った日から起算して6月前の日から第12条に定める実績報告手続を行った日の前日又は前項第2号に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、以下のいずれかの事実が認められた場合
 - ア 当該事業場の労働者を解雇した場合（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇した場合を除く。）、その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行い、労働者が退職した場合
 - イ 当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引下げた場合
 - ウ 所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）を内容とする労働契約の変更を行い、月当たりの賃金額を引下げた場合
 - エ 補助対象経費を対象として国又は地方公共団体から補助金等の交付その他これに類する補助等を受けている場合
 - オ 県補助金の申請と同一年度内において、国又は地方公共団体から趣旨を同じくする補助金等の交付その他これに類する補助等を受けている場合
 - (2) 交付申請書（様式第1号）の提出日の前日から起算して1年前の日から第12条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第1項第2号に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの間に、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）となった場合
 - (3) 交付申請書（様式第1号）及び実績報告書（様式第5号）による報告書の提出日から起算して過去3年以内に知事から規則第15条に規定する補助金等の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合
 - (4) 事業者又は事業者が法人である場合、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいる事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等であると認められた場合
 - (5) 事業主等又は事業主等の役員等（事業主等が個人である場合はその者、法人である場

合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれがある団体等に属している場合

- (6) 第5条に定める申請手続又は第12条に定める実績報告手続の時点で倒産(破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行っていること又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれら金融機関に対してなされていること)している場合

ただし、再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。)を行い、事業活動を継続する見込みがある場合を除く。

- (7) 不正受給が発覚した場合に、知事が実施する事業主等の公表について同意していない場合
(8) 県税に未納の徴収金がある場合

(補助対象経費、補助率及び支給額)

第4条 補助対象経費の下限は10万円とし、県補助金の支給の額は、次のいずれか低い額に別表1の第3欄に定める補助率を乗じた額とする。なお、当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- (1) 補助対象経費
(2) 別表1の第2欄に定める事業場内最低賃金の引上げ額及び同第4欄に定める引上げ労働者数に応じて、同第5欄に定める各コースの補助対象経費上限額

(交付申請等)

第5条 補助対象事業者のうち県補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)、事業計画書(様式第1号の2)及び収支予算書(様式第1号の3)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の見積書の写し(見積の算定に当たっては、事業の達成に支障のない範囲において必要最小限度の額とすること)
(2) 第3条第1項第2号に規定する事業場内最低賃金の引上げ実施前6月分及び当該引上げ実施日から交付申請日の前日までの期間における賃金台帳の写し
(3) 事業場内最低賃金規定を含む就業規則等の写し
(4) 申請者が宣言事業者であることを示す登録証又は宣言が掲載されているウェブサイト画面等の写し
(5) 申請者が認定事業者である場合は、認定事業者であることを示す認証通知又は確認通知書等の写し
(6) 県税に未納の徴収金がないことの証明書
(7) 申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書
(8) 申請者が個人の場合は、直近の確定申告書(第一表、第二表)及び青色申告決算書又は収支内訳書の写し(収受印があるもの、または電子申告の受信通知の写し(開業したばかりで確定申告の実績がない場合は開業届の写し))
(9) 申請者が第2条第6号イに該当する特例事業者として申請する場合は、物価高騰等要

件に係る事業活動の状況に関する申出書（様式第1号別紙1－1又は別紙1－2）及び特例事業者であることを確認できる書類

(10) その他知事が必要と認める書類

- 2 申請者は、県補助金の申請に当たって、事業完了日を令和8年2月28日までの日付としなければならない。
- 3 申請者は、県補助金の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定等）

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、必要に応じて条件を付して交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

- 2 知事は前条第3項により県補助金にかかる消費税仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、前条第3項のただし書きによる交付申請がなされたときは、県補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 県補助金の交付を申請した事業者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を受領した日から10日以内に取下げ申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第8条 知事は、県補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査（以下「指示及び検査」という。）を行うことができる。

（変更の承認）

第9条 交付決定事業者は、目的の達成に支障をきたさない細部の変更、補助対象経費の2割以内の減少等の軽微な変更を除き、補助対象経費の配分の変更その他申請書の内容を変更する場合においては、あらかじめかつ速やかに変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の計画変更申請がなされたときは、これを審査し、承認又は不承認を行い、当該事業者に通ずるものとする。

（補助事業の廃止）

第10条 交付決定事業者は、第3条に規定する要件を満たすことができない場合は、速やかに廃止承認申請書（第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 交付決定事業者は、第3条第1項第2号に定める賃金額を引き上げてから第12条に定める実績報告手続を行った日の前日又は第3条第1項第2号に定める賃金額を引き上げてから6月を経過した日のいずれか遅い日までの交付に必要な行為の実施状況について、状況報告書（様式第4号）をそれぞれの日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、交付決定事業者は、県補助金を交付する目的に必要な範囲で、知事から要求があったときは、速やかに当該要求に応じた報告をしなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定事業者は、申請書に記載した事業実施計画が完了したときは、当該完了日から起算して30日を経過する日又は別に定める日のいずれか早い日までの間に実績報告書（様式第5号）、事業完了報告書（様式第1号の2）及び収支決算書（様式第1号の3）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 経費の支出に関する書類（納品書、領収書等の写し及び実施状況が分かる写真等）

(2) その他知事が必要と認める書類

2 前項の報告書等の提出期限は、やむを得ない事情があり、あらかじめ知事の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、知事の指定する日とすることができる。

3 交付決定事業者は、第1項の報告書等の提出を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付額の確定)

第13条 知事は、前条第1項の報告書等の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて相当の期間を定めて提出書類の補正を求め、現地調査等を行い、県補助金の交付の決定の内容又は第9条の規定による変更承認の内容に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、交付決定事業者に通知する。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、県補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、県補助金の交付を受けたとき

(2) 県補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は第8条の知事の指示及び検査に従わなかったとき

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により県補助金の交付決定を取り消した場合において、既に県補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 知事は、前項の返還を求める場合には、その補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 県補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(交付請求)

第16条 第13条の規定による額の確定を受けた交付決定事業者が県補助金の支払いを請求しようとするときは、県補助金請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 第13条の規定による額の確定を受けた交付決定事業者は、補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第7号）により速やかに、知事に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
支給を受けた場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 県補助金を受給した事業者（以下「補助金受給事業者」という。）は、補助対象経費により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的を超えない範囲で、その効率的運用を図らなければならない。
2 知事は、補助金受給事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第19条 規則第19条第1項第2号及び第3号の規定により知事が指示するものは取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
2 規則第19条第2項第2号に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。

(帳簿の備付等)

第20条 補助金受給事業者は、補助対象事業の収支に関する帳簿及び関係書類（以下「帳簿等」という。）について受給した日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
2 前条第2項に規定する財産がある場合は、その財産の処分制限期間中、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、規則19条による知事の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか県補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。

別表 1

申請 コース 区分	(第1欄)	(第2欄)	(第3欄)	(第4欄)	(第5欄)	
	対象事業場	事業場内 最低賃金の 引上げ額	補助率	賃金引上げ 労働者数	補助対象経費上限額 (円)	
					右記以外の場合	引上げ前の事業場内最低賃 金が1,000円未満の場合
30円 コース	引上げ前の事 業場内最低賃 金が998円以上 1,061円未満で あって、引上 げ後の事業場 内最低賃金が 1,061円以上の 長野県内にあ る事業場	30円以上	【引上げ前の事業 場内最低賃金が 1,000円未満】 88% (96%) ※1 【引上げ前の事業 場内最低賃金が 1,000円以上1,061 円未満】 82.5% (90%) ※1	1人	800,000	750,000
				2～3人	1,200,000	1,125,000
				4～6人	1,333,000	1,250,000
				7人以上	1,600,000	1,500,000
				10人以上※2	1,733,000	1,625,000
45円 コース		45円以上		1人	1,066,000	1,000,000
				2～3人	1,466,000	1,375,000
				4～6人	1,866,000	1,750,000
				7人以上	2,133,000	2,000,000
				10人以上※2	2,400,000	2,250,000
60円 コース		60円以上		1人	1,466,000	1,375,000
				2～3人	2,133,000	2,000,000
				4～6人	2,533,000	2,375,000
				7人以上	3,066,000	2,875,000
				10人以上※2	4,000,000	3,750,000
90円 コース		90円以上		1人	2,266,000	2,125,000
				2～3人	3,200,000	3,000,000
				4～6人	3,866,000	3,625,000
				7人以上	6,000,000	5,625,000
				10人以上※2	8,000,000	7,500,000

※1 () 内は認定事業者の場合に対象

※2 10人以上の上限額区分は、特例事業者が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象

別表 2

生産性向上等に資する設備投資等の経費
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、原材料費、機械装置等購入費、 造作費、人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング経費、委託費